

放置艇等除却処理要領

平成27年5月25日 農港第386号

沖縄県農林水産部長通知

改正 平成31年3月28日 農港第1721号

(目的)

第1条 この要領は、県管理漁港区域に放置された船舶、車両その他の物件（以下「放置艇等」という。）の除却処理を総合的かつ計画的に推進することによって、県管理漁港の適正な維持管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領で「放置艇等」とは、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第6条の規定によって指定する漁港区域において継続的に係留等されている船舶等のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 法、沖縄県漁港管理条例（昭和50年条例第33号。以下「条例」という。）に基づく漁港管理者により認められた施設及び区域以外の場所に、正当な権原に基づかず係留等されているもの
- (2) 漁港管理者の認めた施設及び区域に係留等されているが、法、条例に基づく指定施設使用許可等の手続きを経ずに不正に係留等されているもの

(処理方針)

第3条 放置艇等の除却処理は、所有者、占有者その他当該放置艇等の権原を有する者（以下「所有者等」という。）による自主撤去を原則とする。ただし、過失がなくて所有者等を確知できない場合は、漁港管理者の権限又は責務により除却処理を行うものとする。

2 北部農林水産振興センター所長、宮古農林水産振興センター所長、八重山農林水産振興センター所長、中部農林土木事務所長及び南部農林土木事務所長（以下「所長」という。）は、放置艇等の除却処理方針を決定する場合、別に定める放置艇等処理方針協議会を開催して協議するものとする。

(処理対策)

第4条 知事は、放置艇等の計画的な除却処理を進めるため、放置艇等対策計画の策定その他必要な施策を講じるものとする。

2 所長は、放置艇等の未然防止及び早期発見のため、定期的に漁港区域内の巡回、点検等を行うものとする。

3 所長は、放置艇等を発見した場合、速やかに所有者等を探索し、早期の移動、撤去等を指導するものとする。

4 所長は、所有者等が前項の指導に応じない場合、知事と協議のうえ、法第

39条の2又は条例第17条の規定に基づく監督処分を行うものとする。

(緊急時の対応)

第5条 放置艇等が、台風時等の荒天、老朽化等により、沈没、横転等のおそれがあり緊急に対策を講じる必要が生じた場合、所長は、原則として、民法(明治29年法律第89号)の事務管理を適用して当該放置艇等を除却処理するものとする。

(運用への委任)

第6条 この要領の施行に関し必要な事項は、運用で定める。

附 則

この要領は、平成27年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。